

九州大学（伊都）総合研究棟（理学系）他施設整備事業
入札説明書等に関する質問回答（追加）

平成25年 3月13日

国立大学法人 九州大学

< 総 括 >

書 類	質問件数	書 類	質問件数
① 入 札 説 明 書	3	⑥ 基本協定書(案)	6
② 様 式 集	4	⑦ 事業契約書(案)	136
③ 要求水準書本文	5	⑧ V E 提案要領	0
④ 要求水準書別表・資料	30	⑨ 実施設計図書	0
⑤ 落札者決定基準	0	⑩ そ の 他	5
合 計			189

- 1 本質問回答は、平成25年2月25日（月）から2月26日（火）に受け付けた九州大学（伊都）総合研究棟（理学系）他施設整備事業の入札説明書等に関する質問を入札説明書等の項目順に整理し、その回答を記載したものです。
- 2 質問の内容は、質問者の記載どおりとしています。ただし、質問項目及び記載位置については、大学で整理していますので注意してください。
- 3 番号で欠番となっているのは、質問者が非公表を希望しているものです。当該質問には、回答をしていません。

① 入札説明書に関する質問回答

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
1	民間付帯事業	8	1	6	4	4	②			※1 選定事業者が賃借（有償）した土地について、構成員又は協力企業に一括賃貸（一括転貸）することを認めるものとなっておりますが、建物のみを別の事業者（構成員又は協力企業でない）に転貸することは可能でしょうか？ 例) 土地；SPC→構成企業（協力企業） 建物；SPC→構成企業（協力企業）→運営事業者	建物の所有者は、必ず土地の賃借者（転借者を含む）とし、当該建物を賃貸（転貸を含む）することも認めるものとしますが、その場合の賃借者（転借者を含む）は、構成員または協力企業としてください。
3	支払算定	46	別紙	2	1	1				「【前払・部分払及び完成払に準じた方式で支払う施設費相当【A】×1.05が、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の全体に占める割合を54%となるように設定すること。」とありますが、契約金額には、支払金利が含まれているため、計算が循環してしまい、算出することができないと思われるので、修正をお願いします。	本質問回答の最終ページの「支払算定式」をご参照ください。

② 様式集に関する質問回答

番号	質問項目	頁	様式	章	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
4	管理技術者、主任担当技術者の記載	31	8							様式8は「設計業務を複数の者で実施する場合は、企業ごとに作成してください。」となっておりますが、構成する一企業から管理技術者、主任担当技術者を配置せず、担当技術者だけを配置する場合、当様式の管理技術者、主任担当技術者欄は空白でよろしいでしょうか。	複数の者で設計共同企業体を組成（構成）する場合は、ご理解のとおりですが、その場合、管理技術者は幹事企業から配置してください。複数の者で設計共同企業体を組成（構成）しない場合は、それぞれの企業から管理技術者及び主任担当技術者（担当する業務のみ）を配置してください。以上の条件を満たさない場合は、選定事業者または設計に当たる者からの下請業者となります。
5	建設に当たる者の資格要件に関する書類	32	9							ここでの証明書類として、コリンズを使用することは可能との理解でよろしいでしょうか。	証明書類として、コリンズの使用を認めるものとします。
6	大学との協働	67	33							「大学との協働」の記載は取り組みへのコンセプトを記載すると考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。PFI事業は、公共（大学）と選定事業者の協働の事業であるとの観点から、事業への取組のコンセプト等を記載するものとなりますが、これに限るものではありません。

番号	質問項目	頁	様式	章	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
											せん。
7	長期事業収支計画表（損益計算書）	75	40							サービス購入費の対象とはならない民間付帯事業収入、プロジェクトスペースの運営収入は本書式に反映してなくてもよろしいのでしょうか？民間付帯事業及びプロジェクトスペース運営事業に係る資金調達や法人税や消費税等の計算は本体事業と切り分けできないと思われませんが、如何でしょうか？	会計処理の本則ではご指摘のとおりですが、提案の段階にあつては、運営業務及び民間付帯事業の収支がその他の収支に悪い影響を与えないことを前提条件とし、長期事業収支計画表（損益計算書）には、運営業務及び民間付帯事業の収支を反映させないものとします。

③ 要求水準書本文に関する質問回答

番号	質問項目	頁	章	第	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
8	業務区分									第一回の質問回答No.82にございましたが、再度エネルギーセンターとの業務分担についてご質問させていただきます。選定事業者の運転監視時間（8：00～19：00）外の選定事業者とエネルギーセンターの対応の考え方・役割分担について、ご教示願います。	平日19：00～（翌日）8：00、土曜・日曜・祝日、12月29日～1月3日において、エネルギーセンターは、総合研究棟（理学系）及び講義棟・生活支援施設に設備等のトラブルが発生した場合には、確認及び応急処置を行うとともに、選定事業者に速やかに連絡を行うこととします。また、火災等の緊急を要する場合には、確認及び緊急処置を行うとともに、関係各所（選定事業者を含む。）に速やかに連絡を行うこととします。選定事業者は、エネルギーセンターからの当該連絡を受け、その対応が自らの業務に含まれる場合、自らの責めによる場合及び火災等の緊急を要する場合には、必要となる対応を行うものとします。
9	維持管理業務（清掃）	19	I	3	6	1	3			第一回の質問回答126にございましたが、「清掃業務の対象範囲は、廊下・階段及び各階共通部分ならびにリフレッシュスペース・情報学習プラザ・セミナー室・講義室・会議室及び不特定の者が入れ替わり利用する部分とし、研究室・実験室・事務室・プロジェクトスペース及び特定の者が継続的に利用（入居）する部分の内部は除くものとします」とのことですが、フィルター清掃についても同様の整理との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	清掃業務	55	II	3	6	1	3			生活支援施設内（含、厨房内）の靴拭きマット清掃は、サービ	ご理解のとおりですが、大学から使用貸借（無償）する部分に

番号	質問項目	頁	章	第	1	(1)	1)	①	ア	質 問	回 答
										ス購入費に含めるものと理解してよろしいでしょうか。	については、サービス購入費に含めることなく選定事業者の負担とします。
11	清掃業務	55	Ⅱ	3	6	1	3			生活支援施設内のグリストラップに対する日常清掃及び定期清掃（汚泥回収）は、サービス購入費に含めるものと理解してよろしいでしょうか。	大学から使用貸借（無償）する部分の維持管理業務については、サービス購入費に含めることなく選定事業者の負担とします。したがって、ご質問のグリストラップに対する日常清掃及び定期清掃は、選定事業者の負担とします。 追記： 厨房機器は、事業者の提案するサービス提供の内容に対応が可能であり、維持管理・運営期間中の使用に耐える仕様及び維持管理の内容とするとともに、大学に引き継ぐ段階において、継続して使用することに支障のない程度の内容としてください。
12	清掃業務	55	Ⅱ	3	6	1	3			生活支援施設厨房内のグリスフィルター清掃（含、定期交換）は、サービス購入費に含めるものと理解してよろしいでしょうか。	大学から使用貸借（無償）する部分の維持管理業務については、サービス購入費に含めることなく選定事業者の負担とします。したがって、ご質問のグリスフィルター清掃は、選定事業者の負担とします。 追記： 厨房機器は、事業者の提案するサービス提供の内容に対応が可能であり、維持管理・運営期間中の使用に耐える仕様及び維持管理の内容とするとともに、大学に引き継ぐ段階において、継続して使用することに支障のない程度の内容としてください。

④ 要求水準書別表・資料に関する質問回答

番号	質問項目	別表資料	〇枚目	上中下段	-	-	-	-	-	質 問	回 答
13	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 天板（天板構造）	10	12							天板の構成は表面材と天板本体主材からなり、主材はスチール製であること →主材は、木製フラッシュ構造で芯材及び下地材には、VOC低減合板（JAS/F☆☆☆☆）で、内部は、ペーパーハニカムコア入りでも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとし

番号	質問項目	別表資料	〇枚	上中下段	-	-	-	-	-	質問	回答
											ます。なお、＜様式67＞には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
14	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 天板（天板構造）	10	12							エッジ部は、再生材使用のポリプロピレン樹脂製押し出し成形品 →オレフィン系樹脂押し出し成形品でも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、＜様式67＞には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
15	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 天板（天板構造）	10	12							表面材・本体主材の固定方法は、固定用ボルト等を用い、一切の接着剤を使用せず天板本体と固定すること。 →表面材・本体主材を環境に配慮した接着剤を用いて天板本体と固定するでも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、＜様式67＞には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
16	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 天板（天板構造）	10	12							廃棄時においては、完全の各素材が分離され、再生処理を施すことが出来る構造であること。 →廃棄時に完全ではないが各素材が分離され、状況に応じて再生処理が可能である構造でも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、＜様式67＞には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
17	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台	10	12							表面材に窒素を含まない電子線硬化樹脂両面化粧パーティクルボード（マテリアルリサイク	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と

番号	質問項目	別表資料	〇枚	上中下段	-	-	-	-	-	質問	回答
	台 本体主材（木製ユニット構成材）									ル対応 性能証明書添付の事) →表面材は、両面メラミン樹脂化粧板（芯材はパーティクルボード）JIS/F☆☆☆☆ 製品試験成績表 添付でも宜しいでしょうか？	同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとし ます。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとし ます。なお、＜様式67＞には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方等を記載してください。
18	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 本体主材（木製ユニット構成材）	10	12							表面材に窒素を含まない電子線硬化樹脂両面化粧パーティクルボード（マテリアルリサイクル対応 性能証明書添付の事） →表面材には低圧メラミン両面化粧パーティクルボード18mm リサイクル対応JIS:A5908-2003 DO13UF ☆☆☆☆-PB等級を有する。 でも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとし ます。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとし ます。なお、＜様式67＞には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方等を記載してください。
19	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 本体主材（木製ユニット構成材）	10	12							色：白色（マンセル値AN-90（N9）近似色）（色見本添付の事） →色：AN-80近似色（色見本添付）でも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとし ます。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとし ます。なお、＜様式67＞には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方等を記載してください。
20	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 本体主材（木製ユニット構成材）	10	12							汚染除去製を有する（油性インキ等に対し） →意図的に本体主材の表面材へ油性インキを用いて、文字等の記載・記入はされない為、必要なしでも宜しいでしょうか？ （万一の場合はクリーナー剤で除去出来ます。）	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとし ます。大学は、当該確認に当

番号	質問項目	別表資料	〇枚	上中下段	-	-	-	-	-	質問	回答
											たつては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、<様式67>には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
21	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 フレーム製ユニット構成材	10	12							32.0×32.0mm角 厚み1.5mm/t 鋼管粉体焼付塗装 →スチール製丸パイプ(50φ) スチール製角パイプ(50mm×20mm) 厚み：1.5mm/t エポキシポリエステル樹脂粉体焼付塗装でも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料(カタログ、サンプル、試験結果、設置例等)の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、<様式67>には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
22	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 フレーム製ユニット構成材	10	12							32.0×32.0mm角 厚み1.5mm/t 鋼管粉体焼付塗装 →38.0x38.0mm角 厚み：1.6mm/t メラミン焼付け塗装仕上げでも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料(カタログ、サンプル、試験結果、設置例等)の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、<様式67>には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
23	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 フレーム製ユニット構成材	10	12							色：白色(マンセル値AN-90(N9)近似色)(色見本添付の事) →色：AN-80近似色(色見本添付)でも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料(カタログ、サンプル、試験結果、設置例等)の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、<様式67>には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
24	【資料10】	10	12							汚染除去製を有する(油性イン	ご質問の内容及び今後のメーカー

番号	質問項目	別表資料	〇枚	上中下段	-	-	-	-	-	質問	回答
	C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 フレーム製ユニット構成材									キ等に対し) →意図的に本体主材の表面材へ油性インキを用いて、文字等の記載・記入はされない為、必要なしでも宜しいでしょうか？ (万ーの場合はクリーナー剤で除去出来ます。)	仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとし、ます。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとし、ます。なお、<様式67>には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
25	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 フレーム製ユニット構成材	10	12							色：白色（マンセル値AN-90（N9）近似色）（色見本添付の事） →色：AN-80近似色（色見本添付）でも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとし、ます。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとし、ます。なお、<様式67>には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
26	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 作業台構成材	10	13							木製：ポリウレタン樹脂塗装（55.0×55.0mm角） →木製：ポリウレタン樹脂塗装（60.0×60.0mm角）でも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとし、ます。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとし、ます。なお、<様式67>には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
27	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 作業台構成材	10	13							木製：ポリウレタン樹脂塗装（55.0×55.0mm角） →木製：ポリウレタン塗装仕上げ（50.0×50.0mm角）でも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）

番号	質問項目	別表資料	〇枚目	上中下段	-	-	-	-	-	質問	回答
											の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、<様式67>には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
28	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 作業台構成材	10	13							色：白色（マンセル値AN-90（N9）近似色）（色見本添付の事） →色：AN-80近似色（色見本添付）でも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、<様式67>には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
29	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 作業台構成材	10	13							フレーム製：鋼管粉体焼付塗装（32.0×32.0mm厚み：1.5mm/t） →フレーム製：鋼管メラミン樹脂塗装（45.0×45.0mm厚み：1.5mm/t）でも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、<様式67>には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
30	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 作業台構成材	10	13							色：白色（マンセル値AN-90（N9）近似色）（色見本添付の事） →色：AN-80近似色（色見本添付）でも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、<様式67>には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を

番号	質問項目	別表資料	〇枚	上中下段	-	-	-	-	-	質問	回答
											等を記載してください。
31	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 作業台構成材	10	13							表面材に窒素を含まない電子線硬化樹脂両面化粧パーティクルボード（マテリアルリサイクル対応 性能証明書添付の事） →表面材は、両面メラミン樹脂化粧板（芯材はパーティクルボード）JIS/F☆☆☆☆製品試験成績表 添付でも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、＜様式67＞には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方等を記載してください。
32	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 作業台構成材	10	13							表面材に窒素を含まない電子線硬化樹脂両面化粧パーティクルボード（マテリアルリサイクル対応 性能証明書添付の事） →表面材には低圧メラミン両面化粧パーティクルボード18mm リサイクル対応JIS：A5908-2003 DO13UF ☆☆☆-PB等級を有する。 でも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、＜様式67＞には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方等を記載してください。
33	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 作業台構成材	10	13							色：白色（マンセル値AN-90（N9）近似色）（色見本添付の事） →色：AN-80近似色（色見本添付）でも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、＜様式67＞には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方等を記載してください。
34	【資料10】 C：詳細仕様書 No.4 実験台・作業台 作業台構成材	10	13							汚染除去製を有する（油性インキ等に対し） →意図的に本体主材の表面材へ油性インキを用いて、文字等の記載・記入はされない為、必要なしでも宜しいでしょうか？	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実施段階において、選定事業者から

番号	質問項目	別表資料	〇枚	上中下段	-	-	-	-	-	質問	回答
										(万ーの場合はクリーナー剤で除去出来ます。)	の具体的な資料(カタログ、サンプル、試験結果、設置例等)の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、<様式67>には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
35	【資料10】 C: 詳細仕様書 No.5 薬品棚 薬品棚	10	13							表面材に窒素を含まない電子線硬化樹脂両面化粧パーティクルボード(マテリアルリサイクル対応 性能証明書添付の事) →表面材は、両面メラミン樹脂化粧板(芯材はパーティクルボード) J I S / F ☆☆☆ 製品試験成績表 添付でも宜しいでしょうか?	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実段階において、選定事業者からの具体的な資料(カタログ、サンプル、試験結果、設置例等)の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、<様式67>には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
36	【資料10】 C: 詳細仕様書 No.5 薬品棚 薬品棚	10	13							表面材に窒素を含まない電子線硬化樹脂両面化粧パーティクルボード(マテリアルリサイクル対応 性能証明書添付の事) →表面材には低圧メラミン両面化粧パーティクルボード18mm リサイクル対応 J I S : A 5 9 0 8 - 2 0 0 3 D O 1 3 U F ☆☆☆☆-PB等級を有する。 でも宜しいでしょうか?	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実段階において、選定事業者からの具体的な資料(カタログ、サンプル、試験結果、設置例等)の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、<様式67>には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
37	【資料10】 C: 詳細仕様書 No.5 薬品棚 薬品棚	10	13							色: 白色(マンセル値AN-90(N9)近似色)(色見本添付の事) →色: AN-80近似色(色見本添付)でも宜しいでしょうか?	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実段階において、選定事業者からの具体的な資料(カタログ、サンプル、試験結果、設置例等)の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、<様式67>には、

番号	質問項目	別表資料	〇枚目	上中下段	-	-	-	-	-	質問	回答
											上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
38	【資料10】 C：詳細仕様書 No.5 薬品棚 薬品棚	10	13							汚染除去製を有する（油性インキ等に対し） →意図的に本体主材の表面材へ油性インキを用いて、文字等の記載・記入はされない為、必要なしでも宜しいでしょうか？ （万一の場合はクリーナー剤で除去出来ます。）	ご質問の内容及び今後のメーカー仕様の変更を考慮すると、現段階では、大学が示す要求水準と同等以上であることを確認することが困難なため、業務の実段階において、選定事業者からの具体的な資料（カタログ、サンプル、試験結果、設置例等）の提示を受けて確認するものとします。大学は、当該確認に当たっては、可能な限り、選定事業者の提案を尊重するものとします。なお、＜様式67＞には、上記の事項を踏まえて、備品等の選定に対する基本的な考え方を記載してください。
39	ポケットパーク	12								「ポケットパークに考慮」について、既に質問220で回答を頂いていますが、民間付帯施設を仮にこの部分に半地下的に建設し、その上部を広場として使用することで回答に記述されている「留意」と考えることはできるでしょうか？	ご質問にある提案について、留意しているものと考えられますが、具体的には、民間付帯事業提案の採否の結果によるものとします。
40	ピロティの利用方法	12								ピロティに民間付帯施設を設置する場合、A棟の一階部分から南への動線を確保することが求められると考えています。機能やデザインの工夫が求められますが、2階構造や設置する建物の屋上をテラス等で活用することはかのうでしょうか。	ご質問にある提案について、可能であると考えられますが、具体的には、民間付帯事業提案の採否の結果によるものとします。
41	ピロティやエントランスに民間付帯施設を設置する場合、電気・ガス・給排水・電話等の負担区分について	12								2次側工事を事業者側の負担（サービス対価に含めな）と言う理解でよろしいでしょうか。また、それぞれ不可の範囲（電気・ガス・給排水・電話線）をお教えください。	ご理解のとおりです。なお、必要に応じて、責任分解点（開閉器、バルブ、遮断機等）及び子メーターを設置するものとします。

⑥ 基本協定書(案)に関する質問回答

番号	質問項目	頁	条	項	号	別紙	-	-	-	質問	回答
43	協力企業	1								協力企業は基本協定書の押印者の対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、協力会社は、基本協定書の押印者の対象外となります。
44	株式の譲渡	1	4	2						譲受人をして大学に別紙1の出資者保証書又は別紙2の誓約書を提出させるとありますが、別	原案のとおりとします。当該株式譲渡が構成員の変更を伴う場合には、別紙1記載の様式及び

番号	質問項目	頁	条	項	号	別紙	-	-	-	質問	回答
										紙1は基本協定書の当事者である株主としての書面ですので、「別紙1記載の様式及び内容の出資者保証書又は」は削除してはいかがでしょうか？	内容の出資者保証書の提出が必要となります。
45	株式の譲渡	1	4	2						譲受人をして大学に別紙2の誓約書を予め提出させるとありますが、別紙2の誓約書は、本日現在の所有する株式を記載することになっていることから、予め提出するにおいては、株式の数を記載することができませんので、「予め」の削除をお願いします。	原案のとおりとします。但し、別紙2の誓約書を予め提出することが困難な場合は、別紙2の誓約書に代わる覚書等を予め提出した上で、株式譲渡後速やかに、別紙2の誓約書を提出するものとします。
46	事業契約	2	6	3						「事業予定者の株式を保有する乙の構成員以外の者」は、構成員に属さずに出資のみを行う出資者であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	事業契約不調の場合の処理	2	8	1						「事由の如何を問わず」とありますが、事故等により乙の構成員が文部科学省又は大学から取引停止措置を受けた場合は「事業予定者又は乙の帰責事由により事業契約の締結に至らなかった場合」には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	事故等により乙の構成員が文部科学省又は大学から取引停止措置を受けた場合であっても、当該事故等の内容から乙の構成員に帰責事由があると認められる場合には、「乙の帰責事由により事業契約の締結に至らなかった場合」に当たります。但し、「やむを得ない事情」があると大学が認める場合には、構成員の変更等をできるものとします（入札説明書P17を準用）
48	誓約書	7								「事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し大学に提出」とありますが、この場合、譲受予定者が提出する誓約書第1項の記載「本日現在、当社が保有する・・・株式の数は」ゼロ株ということになります。「事前に」を削除してはいかがでしょうか？	原案のとおりとします。但し、別紙2の誓約書を予め提出することが困難な場合は、別紙2の誓約書に代わる覚書等を予め提出した上で、株式譲渡後速やかに、別紙2の誓約書を提出するものとします。

⑦ 事業契約書(案)に関する質問回答

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
49	民間付帯事業									民間付帯事業に関する記載がありませんが、事業契約に民間付帯事業に関する事業者の権利・義務等を定められるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、民間付帯事業開始時に、民間付帯事業に関する	第1文については、ご理解のとおりです。民間付帯事業に関する規定については、事業者からの提案が行われた場合、事業者からの提案内容及び協議の結果を踏まえて定めることとなります。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
										る事業者の事業契約上の地位及び権利義務等を当該事業を実質的に行う民間付帯事業運営業者に譲渡することは可能でしょうか。	第2文については、民間付帯事業開始時に、民間付帯事業に関する事業者の事業契約上の地位及び権利義務等を、当該事業を実質的に行う民間付帯事業運営業者に譲渡することは、入札説明書等に別段の記載がない限り不可となります。
50	民間付帯事業									民間付帯事業に関する記載がありませんが、民間付帯事業の期間途中の解除は事業契約の解除事由には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	民間付帯事業									民間付帯事業に関する記載がありませんが、民間付帯事業の実施に関し事業者が大学から賃借（有償）する土地又は床については、民間付帯事業の開始時より事業契約の終了時（民間付帯施設の整備を伴う場合は事業者が提案した期間の終了時）を貸付期間とした借地契約等を締結するとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該契約について事業期間中において大学による任意解除はなされないとの理解でよろしいでしょうか。	第1文については、ご理解のとおりです。なお、当該貸付期間の始期は、民間付帯事業の開始日である平成27年10月からとなることに留意してください。 第2文については、民間付帯事業についても、第77条と同様に大学による任意解除を認め、民間付帯事業に係る事業契約が解除された場合には、民間付帯事業の実施のために大学と事業者との間で締結された賃貸借契約等も終了することになります。
52	民間付帯事業									民間付帯事業に関する記載がありませんが、事業者には民間付帯事業解除による違約金は発生せず、原状回復義務のみが生じるとの理解でよろしいでしょうか。また、どの形態の付帯事業である場合も共通する契約の条件があればご教示ください。	事業者の責めに帰すべき事由により、期間満了前に民間付帯事業に係る事業契約が解除された場合には、事業者には違約金が発生することになります。 なお、民間付帯事業に関する共通の契約条件については、その基本的な考え方を公表します。大学のHPに留意してください。
53	民間付帯施設にかんして									民間付帯施設に関する記述がありませんが、これは、提案に基づき大学が採択し、事業者の実施する内容が確定してから明示するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	民間付帯事業									民間付帯事業については、入札提案後の協議により定めるとありますが、民間付帯事業が事業契約に及ぼす影響については、一定のガイドラインをお示し頂きますようお願いいたします。	民間付帯事業に関する共通の契約条件については、その基本的な考え方を公表します。大学のHPに留意してください。
55	定義	3	1		1	1			5	運営企業が複数の場合は、業務分担に応じて適宜記載方法を変更頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
56	定義	3	1		1	1		6		大学からの質問に対する回答書とは、実施方針に関する質問回答も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	大学からの質問に対する回答書とは、事業者の入札提案書類に関する大学の質問（確認）に対する事業者の回答を想定しています。
57	「基本設計図書」及び「実施設計図書」の定義	3	1		1	1		7	8	本条（7）で定義される「基本設計図書」及び「実施設計図書」について、「基本設計図書」とは講義棟・生活支援施設に係る基本設計図書を指し、「実施設計図書」とは総合研究棟（理学系）に係るVE提案による変更後の実施設計図書及び講義棟・生活支援施設に係る実施設計図書を指すとの理解でよろしいでしょうか。また、「実施設計図書」においてVE提案による変更を行わない部分は「原設計図書」を使用することでよろしいでしょうか。あわせて、第11条第6項に「・・・原設計図書に関する責任は大学が負担するが・・・」とありますが、「実施設計図書」において「原設計図書」より変更を行っていない部分の責任は大学が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	第1文については、ご理解のとおりです。第2文については、ご理解のとおりです。但し、VE提案によって変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分（原設計図書より変更を行っていない部分を含む。）についての責任は事業者が負うものとしていることに留意してください。
58	用語の定義	4	1		1	1		17		従事職員の対象範囲は、維持管理企業及び運営企業の職員であるという理解で宜しいでしょうか。	従事職員の対象範囲は、原則として、大学の構内で維持管理業務又は運営業務に従事するすべての者とします。
59	用語の定義	4	1		1	1		21		VE提案による実施設計図書の變更設計及び実施設計図書の變更設計により必要となる建築基準法その他の法令に基づく手続き支援に伴う業務については、入札提案書類において事業者より直接、当該業務を委託するとされていない企業（原設計図書の作成者等）に委託することも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、当該業務を設計企業以外の者に委託する場合には、大学の事前承諾を必要とします（事業契約書（案）第12条をご参照ください）。
60	定義	5	1		1	1		27		不可抗力について、事業者が善良な管理者としての注意義務を果たしている場合の第三者による施設への損害は不可抗力に含まれるのではなく、第64条3項に規定される事業者の責めによらない事故の扱いになると理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	不可抗力	5	1		1	1		27		不可抗力の除外規定として、要求水準書又は基本設計書等において基準が定められている場合	ご理解のとおりです。なお、ご指摘の記載は「ガラスの破片」ではなく、「ガラスの破損」です。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
										とありますが、要求水準書については、ガラスの破片のみと理解してよろしいでしょうか？	
62	プロジェクトスペース部分の運營業務	5	1		1	1		28		業務が①～⑤まで列記されていますが、プロジェクトスペース部分の運營業務の主たる業務である入居希望者への賃貸業務が記載されておりませんので、規定をお願いします。	原案のとおりとします。①から⑤の業務の内容から、当然に賃貸業務が含まれていることは明らかです。
63	プロジェクトスペースの賃借人への対応	5	1		1	1		28	②	「契約に違反者する賃借人への対応、その他一切の契約管理業務」とありますが、賃借人が学内関係者の場合、賃貸借契約は大学との間で締結するとの認識でよろしいでしょうか。	学内関係者がプロジェクトスペース部分を利用する場合においても、賃貸借契約は、事業者と当該学内関係者との間で締結することになります。
64	用語の定義	5	1		1	1		28	③	学外者は当該業務範囲外という理解で宜しいでしょうか。	学外者に対する各種料金等徴収管理業務も、当該業務範囲に含まれます。
65	プロジェクトスペース部分の運營業務について	5	1		1	1		28	④	「入居者退去時の原状回復の確認業務」とは、退去者と原状回復が必要な箇所を確認し、原状復旧費用の算定、工事実施依頼を行い、原状復旧工事後の工事確認するまでを業務とするという認識でよいでしょうか。	賃借人退去時の原状回復の確認業務とは、退去者と原状回復が必要な箇所を確認し、原状回復工事後の内容を確認する業務となります。
66	用語の定義	5	1		1	1		29		「本件事業」には民間付帯事業は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。現在公表している事業契約書（案）においては、「本件事業」に民間付帯事業は含まれておりません。
67	定義	5	1		1	1		32		質問回答書には、実施方針に関する質問回答のうち、要求水準に抵触・関わる内容も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、入札説明書P1の最下段のなお書きをご参照ください。
68	総則	5	2							第2章総則において第2条から開始されておりますが、誤記載という事でよいでしょうか。	第1章 用語の定義に第1条（定義）があり、第2章 総則は第2条からの開始となります。
69	契約保証金	7			9	2				契約保証金又は履行保証保険による保険金額が他のPFI事業に比し大きくなっており、入札価格を押し上げる要因（数千万円）にもなっておりますので、契約金額の10%に見直しをお願いできませんでしょうか？	原案のとおりとします。
70	関係者協議会	7	2		10	1				「関係者協議会を設置する。」とありますが、現時点で大学にて検討されている関係者協議会について、下記の3点について教えて頂けないでしょうか。 ①催開始時期、②協議会開催頻度、③協議会の会議内容	関係者協議会は、協議すべき事項があるときに開催するものとします。なお、関係者協議会の詳細については、大学と事業者が協議の上決定するものとします。
71	関係者協議会	7	2		10	1				関係者協議会の詳細は協議の	関係者協議会は、協議すべき事

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
										上、決定するとありますが、大学が想定する頻度等（毎月、年1回など定期的に行うか、議事がある場合のみの不定期に行うか）をご教示ください。	項があるときに開催するものとします。
72	関係者協議会	7	2		10	2				関係者協議会に要する費用は事業者となっておりますが、配布資料のコピー等を想定されたものでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、必要に応じて、協議事項の資料作成も含むものとします。
73	関係者協議会	7	2		10	2				関係者協議会に要する費用は事業者となっておりますが、場所は大学から無償で提供頂けるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
74	VE提案を実施できない場合のサービス購入費	8	3	1	11	10				VE提案が事業者の責めに帰すことができない事由により実施できない場合、サービス購入費は、当該VE提案を実施しなかった場合の金額が採用されるものとして別途協議するとの認識でよろしいでしょうか。	<p>事業契約書（案）第11条第8項以降を下記のように修正します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>8 事業者は、事業者のVE提案によって変更された設計に係る工事が事業者の責めに帰すべき事由により実施できない場合、当該VE提案に係る部分については原設計図書に基づいて工事を実施する。なお、事業者は、大学に対し、事前に報告し、その確認を受けるものとする。</p> <p>9 前項の場合においては、当該VE提案を実施した場合のサービス購入費の金額又は当該VE提案を実施しなかった場合のサービス購入費の金額のいずれか低廉な金額をサービス購入費とする。</p> <p>10 事業者は、事業者のVE提案が事業者の責めに帰すことができない事由により実施できない場合、建設期間及び工事内容等について、大学と協議しなければならない。この場合、サービス購入費の増額及び本件施設引渡日を変更することはできないものとする。</p> <p>11 第8項から第10項のVE提案を実施した場合のサービス購入費の金額及びVE提案を実施しなかった場合のサービス購入費の金額については、事業者が算定した上で、大学が要求する書面を提出しその説明を行い、その内容について大学の確認を得なければならない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
75	総合研究棟（理学系）に係わる設計	8	3	1	11	10				9項の事業者の責めに帰すことができない事由の場合においては、大学と協議の上、サービス	ご理解のとおりです。番号74に対する回答をご参照ください。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
										購入費の金額が決まるとの理解で宜しいでしょうか。	
77	設計の変更	9	3	1	13	2				「サービス購入費の支払額を減額する」とありますが、サービス対価減額時に発生する費用（ブレイクファンディングコスト等）は大学にてご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該費用は本契約のその他の条文において、サービス購入費の支払額の減額又は増加費用が生じた場合にも大学にてご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	第1文については、ご理解のとおり、サービス購入費の減額時に発生する費用（金融費用等を含む）については、合理的な範囲で大学にて負担します。但し、大学と事業者は、サービス購入費の減額時に発生する費用（金融費用等を含む）の増加を回避するか、最小限となるよう十分に協議するものとします。 第2文については、原則として、ご理解のとおりですが、事業者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。
78	設計の変更	10	3	1	13	8				「大学及び事業者は協議の上、引渡日及び供用開始日を変更することができる」とありますが、当該引渡日等の変更により生じた費用は同条第7項と同様に負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	設計の変更	10	3	1	13	8				引渡し日及び供用開始日の変更に伴い発生する、事業者の合理的な追加費用（金融費用等）については、大学が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、大学と事業者は、引渡し日及び供用開始日の変更に伴い発生する費用（金融費用等を含む）の増加を回避するか、最小限となるよう十分に協議するものとします。
80	設計の変更	10	3	1	13	8				第5項は法令による設計変更、第6項は土地の瑕疵等に起因するもので、事業者に責めがありません。協議不調において、大学が合理的な判断を行うにおいては、事業者の意見を十分に尊重して頂けると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
81	設計の変更の完了	10	3	1	14	3				大学による確認は合理的な範囲で速やかに実施頂けるとの理解でよろしいでしょうか。なお、第15条第4項及び第18条第1項に記載の大学の確認についても同様です。	ご理解のとおりです。
82	設計	10	3	1	14	4				拘束されるものではないとはどのような事態を想定されているのでしょうか。ご教示下さい。	工事費内訳明細書等においては、工事に関する材料、数量、単価及び金額等が記載されますが、これらの内容はあくまでも参考として提出されるものであり、直ちに契約内容となり、大学及び事業者を法的に拘束しないという趣旨です。
83	設計の変更の完了	10	3	1	14	4				「工事内訳明細書等は、・・・大	工事費内訳明細書等において

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
										学及び事業者を拘束するものではない。」とありますが、この条項の趣旨をご教示お願いします。	は、工事に関する材料、数量、単価及び金額等が記載されますが、これらの内容はあくまでも参考として提出されるものであり、直ちに契約内容となり、大学及び事業者を法的に拘束しないという趣旨です。
84	設計	11	3	1	18	1				別紙1の日程、1、2、4、5、6に関しては、予定という理解で宜しいでしょうか。	事業者からの提案及び事業者との協議に基づき最終的に決定した日程を別紙1に記載するものとし、同日程に従い各図書を提出することになります。但し、本件施設引渡日が守られる場合には、ご質問の日程につき、大学と協議の上、変更できるものとします。
85	建設期間中の保険	12	4	1	21	1				「・・・自己又は建設企業をして別紙7に揚げる保険に加入し・・・」とありますが、加入する保険は「入札説明書 第1章 26 保険 (p 31)」に記載の内容との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者の提案による付保の追加を妨げるものではありません。
86	建設に伴う各種調査	13	4	2	25	2				大学が負担する合理的な費用には、建中金利の増加や資金調達額の増加に伴う金融費用（融資契約の契約変更に伴う弁護士報酬等を含む）は含まれますでしょうか？	建中金利の増加や資金調達額の増加に伴う金融費用については、合理的な範囲で、大学が負担する費用に含まれます。但し、大学と事業者は、当該費用（金融費用等を含む）の増加を回避するか、最小限となるよう十分に協議するものとします。
87	建設に伴う各種調査	14	4	2	25	5				本項で規定する「通常予期し得ない」事象に土壌汚染も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、大学は事前に調査を行っており、土壌汚染はないものと考えています。
88	建設に伴う各種調査	14	4	2	25	5				本項における地中障害物又は文化財等が出土した場合に大学が負担する増加費用には建中金利の増加や資金調達額の増加に伴う金融費用（融資契約の契約変更に伴う弁護士報酬等を含む）は含まれますでしょうか？	建中金利の増加や資金調達額の増加に伴う金融費用については、合理的な範囲で、大学が負担する費用に含まれます。但し、大学と事業者は、当該費用（金融費用等を含む）の増加を回避するか、最小限となるよう十分に協議するものとします。
89	近隣対策等	14	4	2	26	5				「大学が設定した条件に直接起因するもの」には、事業概要、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟、総合研究棟（理学系）に係る実施設計図書による瑕疵等を含むとの理解でよろしいでしょうか。	「大学が設定した条件に直接起因するもの」には、事業概要や事業内容のうち大学が設定した条件に起因する住民反対運動等及び総合研究棟（理学系）に係る実施設計図書のうち原設計図書から変更がない部分の瑕疵は含まれますが、事業内容のうち事業者からの提案に起因するもの及び総合研究棟（理学系）に係る実施設計図書のうちVE提

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
											案に基づく原設計図書の変更部分の瑕疵は含まれません。
90	移転業務	14	4	2	27	1				備品等に定義がありませんので、定義をお願いします。「備品等」が本項、第3項、第28条と使用されておりますので、明確化をお願いします。	事業者の移転業務の対象となる本条項の「備品等」については、要求水準書の資料9にて具体的に特定しています。なお、事業者の備品等調達業務の対象となる第28条第1項の「備品等」については、要求水準書の資料10にて具体的に特定しています。
91	移転業務	14	4	2	27	4				大学が別途発注する業務への協力には、事業者に過大な費用負担は生じないとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該協力により業務が遅延した場合、事業者は免責としていただけませんか。 なお、第28条第4項、第29条第3項についても同様です。	第1文については、ご理解のとおりです。 第2文については、事業者に対して、当該移転業務の遅延を招くような協力を求めることは想定していません。 第3文については、第1文、第2文への回答と同様です。
92	移転業務	14	4	2	27	4				当該業務のために必要となる機材、人員に関しては、事業者の負担外であるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者は、大学が別途発注する備品等の搬入作業の円滑な実施に協力(スケジュール調整を含む)するものであり、そのために必要となる人員(スケジュール調整等)に関しては、事業者の負担となります。なお、大学が別途発注する備品等の搬入作業そのものへの直接的な協力(実際に大学が別途発注する備品等の移転、搬入、設置等)を求めているものではありません。
93	大学による本件施設完成確認	16	4	4	33	1		3		「本件施設に付属する設備、備品等の試運転等は、・・・」とありますが、対象となる設備、備品等は事業者が建設工事、移転業務及び備品等調達業務に基づき整備又は設置したものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	事業者による本件施設の維持管理・運営業務体制整備	17	4	4	34	2				大学に対しての通知方法についてご教示願います。	書面にての通知を想定していません。
95	大学による本件施設の完成確認通知	17	4	4	36					事業者が別紙7第2項に掲げる保険とありますが、公表されている資料において別紙7は2項に何を記載すべきか特段のご指示がありません。2項にはどのような保険の内容を記載することを想定されているのでしょうか。	「維持管理・運営期間中に係る保険」を付保することは条件(必須)としていませんが、「維持管理・運営期間中に係る保険」の付保につき事業者から提案があった場合には、別紙7第2項として記載することになります。なお、別紙7第1項には、「建設工事期間中に係る保険」の付保を記載することになります。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
96	大学による本件施設の完成確認通知	17	4	4	36	1				「別紙7第2項に掲げる保険」とは具体的には何を指しているかご教示ください。	「維持管理・運営期間中に係る保険」を付保することは条件(必須)としていませんが、「維持管理・運営期間中に係る保険」の付保につき事業者から提案があった場合には、別紙7第2項として記載することになります。なお、別紙7第1項には、「建設工事期間中に係る保険」の付保を記載することになります。
97	完成図書	17	4	4	36	1				別紙8に掲げる完成図書の提出が、完成確認書交付の条件とされていますが、別紙8の完成図書の中には、「8 完成図」や「9 工事完成写真」など、取り纏にある程度、時間を要するものもあります。これらの提出日については、落札後に協議頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	別紙7	17	4	4	36	1				別紙7第2項とはどこをさすのでしょうか。ご教示下さい。	「維持管理・運営期間中に係る保険」を付保することは条件(必須)としていませんが、「維持管理・運営期間中に係る保険」の付保につき事業者から提案があった場合には、別紙7第2項として記載することになります。なお、別紙7第1項には、「建設工事期間中に係る保険」の付保を記載することになります。
99	大学による本件施設の完成確認通知	17	4	4	36	3				「・・・本件施設の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担するものではない」とありますが、「原設計図書」に起因する責任(「実施設計図書」において原設計図書より変更していない部分に係る責任)は大学の負担と理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、VE提案によって変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分(原設計図書より変更を行っていない部分を含む。)についての責任は事業者が負うものとしていることに留意してください。
100	工期の変更	17	4	5	37	3				「事業者はこれに従わなければならない。」とありますが、費用負担については第39条の規定を準用するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	工期変更等の場合の費用負担	18	4	5	39	1		1		大学が負担する合理的な費用には、建中金利の増加や資金調達額の増加に伴う金融費用(融資契約の契約変更に伴う弁護士報酬等を含む)は含まれますでしょうか?	建中金利の増加や資金調達額の増加に伴う金融費用についても、合理的な範囲で、大学が負担する費用に含まれます。但し、大学と事業者は、当該費用(金融費用等を含む)の増加を回避するか、最小限となるよう十分に協議するものとします。
102	工期変更等の場合の費用負担	18	4	5	39	1		3		大学が負担する合理的な費用には、建中金利の増加や資金調達額の増加に伴う金融費用(融資	建中金利の増加や資金調達額の増加に伴う金融費用についても、合理的な範囲で、大学が負

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
										契約の契約変更に伴う弁護士報酬等を含む) は含まれますでしょうか？	担する費用に含まれます。但し、大学と事業者は、当該費用(金融費用等を含む)の増加を回避するか、最小限となるよう十分に協議するものとします。
103	建設工事中に事業者が第三者に及ぼした損害	18	4	5	40	2				本件施設の大半を占める総合研究棟(理学系)の実施設計は大学で実施するものであるため、事業者側が設計を行うものとは条件が異なります。ついては、大学の「工事請負契約基準」第28条2項に準じて、事業者が善管注意義務を果たしている場合は、「通常避けることのできない騒音、振動、地盤地下、地下水の断絶等の理由により生じた損害」は、大学の負担として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
104	所有権の移転	19	4	6	42	1				「大学が建物の登記を行う場合、事業者はこれに協力するものとする。」とありますが、事業者は可能な範囲(新たな追加費用が発生しないことを含む)で協力するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。大学は、事業者が本件事業の業務において既に所有している資料(多少の加工を含む)等の提供を受けることを想定しています。
105	本件施設の引渡し遅延による費用負担	19	4	6	43	2				国立大学法人九州大学工事請負契約基準を適用して計算した額の遅延損害金とありますが、現行の遅延損害金の年利をご教示をお願いします。	現在の遅延損害金の利率は、年3.0%となっています(なお、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」をご参照ください。)
106	業務計画書の提出	20	5	1	47	1		2		「・・・年間維持管理業務計画書は、毎事業年度の開始30日前まで」とありますが維持管理開始初年度(平成27年度)は供用開始の30日前との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	従事職員名簿の提出等	20	5	1	48	2				「不相当と認められるとき」とありますが、具体的にはどのような場合を想定されていますでしょうか。また、交代を請求される前段階において、大学と事業者の間で協議を行うとの理解でよろしいでしょうか。	第1文については、例えば、業務以外の目的で本件施設内に長時間滞在するとか、業務に関係のない者を施設内に入れるとかが想定されますが、これに限るものではありません。第2文については、大学と事業者で協議するものとします。
108	近隣対策	21	5	1	51	1				第26条第5項同様、大学が設定した条件に直接起因するものについては大学が負担するものとしていただけませんか。	原案のとおりとします。なお、大学は、本件事業の維持管理業務において、近隣対策を実施すべき事項は生じないものと想定しています。
109	近隣対策	21	5	1	51	1				本件施設は大学の敷地内ですが、合理的に要求される近隣対策の範囲についてご教示願います。	騒音、振動、粉塵、電波障害等が考えられますが、大学は、本件事業の維持管理業務において、近隣対策を実施すべき事項

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
											は生じないものと想定しています。
110	業務日誌の提出日	21	5	1	54	3				「～原則として作成日の翌日～」とありますが、土曜・日曜・祝日等が挟まる場合には、柔軟に対応いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	業務報告書	21	5	1	54	3				「大学が必要とするもの」とありますが、具体的にどのようなものを想定されているのかご教示ください。	原則として、業務日誌は、事業者が管理（保管）するものとし、大学が必要とするもののみについて提出を求めるという趣旨です。したがって、現段階では、具体的には想定していません。
112	業務報告書	21	5	1	54	3				業務日誌を作成日の翌日に提出とありますが、提出場所及び提出方法はどのようなものを想定されているのでしょうか。	大学が必要とするものについては、施設部施設企画課に書面にて提出するものとします。
113	月報の提出日	21	5	1	54	4				「～作成月の翌月の7日まで～」とありますが、土曜・日曜・祝日等に重なる場合は、直後の平日となるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	業務報告書	21	5	1	54	4				月報を作成月の翌月の7日までに大学に対して提出とありますが、年度によってはゴールデンウィークなどで提出日が非常に限定されてしまう可能性があります。7日が休日の場合は翌営業日でも構わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	業務報告書	21	5	1	54	4				月報の提出は作成月の翌月7日までとなっておりますが、年末年始等の長期休日をはさむ場合については、大学様の実働7営業日という理解でよろしいでしょうか。	年末年始等の長期休日をはさむ場合については、事業者と協議の上で、柔軟に対応するものといたします。
116	半期報告書の提出日	22	5	1	54	5				「～毎年10月7日及び4月7日までに～」とありますが、土曜・日曜・祝日等に重なる場合は、直後の平日となるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	年間報告書の提出日	22	5	1	54	6				「～毎年4月7日までに～」とありますが、土曜・日曜・祝日等に重なる場合は、直後の平日となるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	業務報告書	22	5	1	54	6				4月7日期日の報告書として、半期報告書・年間総括書のそれぞれの提出が必要なものに見受けられますが、報告書の内容は当該半期・年度の報告内容の取りまとめや改善内容等になると想定されるため、年度末までの	「上半期報告書」、「下半期報告書」、「年間報告書」を提出してください。なお、大学と協議の上、「下半期報告書」と「年間報告書」をまとめて作成することも可能とします。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
										半期報告書を年間総括書にて兼ねることとできませんでしょうか。	
119	維持管理業務窓口	22	5	1	55	1				維持管理業務連絡窓口は学内に設置する必要はなく、維持管理企業の事務所などでも構わないと理解してよろしいでしょうか。 また、当該窓口は平日の通常の営業時間帯に連絡が付けばよいと理解してよろしいでしょうか。	第1文については、ご理解のとおりです。 第2文については、平日の通常営業時間帯以外（緊急時等）についても、何らかの方法（例えば、企業の24時間管理センター等の経由）で連絡が付くようにしてください。
120	第三者に及ぼした損害等	22	5	1	56	3				「・・・本件施設の維持管理業務期間中は、別紙7第2項に記載の保険に加入し・・・」とありますが、当該期間中の保険は「入札説明書等に関する質問回答（第1回目）の番号37」の回答より事業者の提案に基づくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「維持管理・運営期間中に係る保険」を付保することは条件（必須）としていませんが、「維持管理・運営期間中に係る保険」の付保につき事業者から提案があった場合には、別紙7第2項として記載することになります。なお、別紙7第1項には、「建設工事期間中に係る保険」の付保を記載することになります。
121	第三者に及ぼした損害等	22	5	1	56	3				「別紙7第2項に記載の保険に加入し」とありますが、別紙7事業者等が付保する保険等には入札説明書等、要求水準書及び応募者提案に従って記載する事となっております。別紙7第2項とはどのような内容なのでしょうか。	「維持管理・運営期間中に係る保険」を付保することは条件（必須）としていませんが、「維持管理・運営期間中に係る保険」の付保につき事業者から提案があった場合には、別紙7第2項として記載することになります。なお、別紙7第1項には、「建設工事期間中に係る保険」の付保を記載することになります。
122	第三者に及ぼした損害等	22	5	1	56	3				2/13公表の入札説明書質問回答において、維持管理・運営段階における保険要件はないとのことでしたが、本項は誤記と考えてよろしいでしょうか。	「維持管理・運営期間中に係る保険」を付保することは条件（必須）としていませんが、「維持管理・運営期間中に係る保険」の付保につき事業者から提案があった場合には、別紙7第2項として記載することになります。なお、別紙7第1項には、「建設工事期間中に係る保険」の付保を記載することになります。
123	第三者に及ぼした損害等	22	5	1	56	3				別紙7第2項には具体的な保険の記載がございませんが、提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。「維持管理・運営期間中に係る保険」を付保することは条件（必須）としていませんが、「維持管理・運営期間中に係る保険」の付保につき事業者から提案があった場合には、別紙7第2項として記載することになります。なお、別紙7第1項には、「建設工事期間中に係る保険」の付保を記載することになります。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
124	維持管理業務開始の遅延等	22	5	1	57					第1項と第2項とを分けられた意図をご教示ください。	第1項については、事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が維持管理業務の開始が可能であるにもかかわらず維持管理業務を開始しない場合を定めるものです。これに対して、第2項は、事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が維持管理業務を開始することができない場合を定めるものとなります。
125	維持管理業務開始遅延	22	5	1	57	2				事業者が免れない合理的な費用とありますが、どのような費目が想定されていますでしょうか？監査報酬や税務報酬は当てはまりますでしょうか？	事業者が免れない合理的な費用には、事業者を運営するうえで不可避免的に発生する監査報酬や税務報酬等が合理的な範囲に含まれます。
126	維持管理業務開始遅延	23	5	2	57	3				事業者が免れない合理的な費用とありますが、どのような費目が想定されていますでしょうか？監査報酬や税務報酬は当てはまりますでしょうか？	事業者が免れない合理的な費用には、事業者を運営するうえで不可避免的に発生する監査報酬や税務報酬等が合理的な範囲に含まれます。
127	施設の提供等	23	5	2	60	1				「従事職員の詰所」は、一般図（建築）の中央監視室、用務員室でしょうか。	大学は、維持管理・運営期間中、事業者の提案に基づき、従事職員の詰所として、施設管理室等を事業者が無償で提供するものとします。大学は、総合研究棟（理学系）A棟1階の用務員室を当該施設管理室等として想定していますが、入札説明書等に関する個別対話のうえ、事業者提案（入札提案書類）により提供を求めることができるものとします。
128	施設の提供等	23	5	2	60	3				作業員詰所に係る光熱費を事業者が負担とありますが、一般的な維持管理業務では発注者の負担となることが多いことや、対象となる金額が少額なわりに請求の事務も煩雑となるため大学の負担として頂けないでしょうか。	当該部分の光熱水費は、下記の①に該当するものとし、大学が負担するものと修正します。なお、本件事業の光熱水費の負担は、入札説明書に基づき下記のとおりとなっています。 記 ①維持管理業務に係る光熱水費は、事業者の業務の範囲外とし、大学が負担する。 ②プロジェクトスペース部分の入居者が事業者から賃借する部分の光熱水費は、当該入居者の負担とする。 ③事業者がプロジェクトスペース部分及び生活支援施設において大学から使用貸借（無償）する部分の光熱水費は、事業者の負担とする。 ④民間付帯事業に係る光熱水費は、事業者の負担とする。 以上

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
129	施設管理台帳	24	5	2	62	1				施設管理台帳の定義を提示願います。	本件施設の設備機器、什器備品、調達備品等の維持管理を行うための台帳を想定しています。なお、当該台帳は、事業の終了時に大学に引き継ぐ必要があることから、大学と協議の上、作成するものとします。
130	施設管理台帳	24	5	2	62	1				施設管理台帳とはどのようなものでしょうか？台帳の目的等を教示をお願いします。	本件施設の設備機器、什器備品、調達備品等の維持管理を行うための台帳を想定しています。なお、当該台帳は、事業の終了時に大学に引き継ぐ必要があることから、大学と協議の上、作成するものとします。
131	本件施設の修繕	24	5	2	64	3				不可抗力によるガラスの破損は要求水準書において事業者の業務となっておりますが、不可抗力以外の事業者の責めによらないガラスの破損は、本項に基づき、大学が負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
132	本件施設の修繕	24	5	2	64	4				大学が自ら実施した修繕等により完成図書の変更が生じた場合、完成図書への変更箇所の反映は、大学にて実施頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、大学の責任と費用において、事業者に修繕等を実施させた場合、完成図書への変更箇所の反映は事業者にて実施することになります。
133	運営業務の実施	24	6		65	1				実施方針では入居保証に関する記載がありましたので、事業契約書において、規定を頂けますようお願いいたします。万が一、大学から受領した場合、税務対応等において支障が出ますので、よろしく申し上げます。	入居保証に関しては、別紙13にて記載することを予定しています。
134	運営業務	25	6		67	1				生活支援施設における光熱水費は大学負担となっておりますが、民間付帯事業に生活支援施設と同等の飲食等福利厚生機能を提案した場合、光熱水費は大学様の負担と理解してよろしいでしょうか。	本件事業の光熱水費の負担は、入札説明書に基づき下記のとおりとなっております。 記 ①維持管理業務に係る光熱水費は、事業者の業務の範囲外とし、大学が負担する。 ②プロジェクトスペース部分の入居者が事業者から賃借する部分の光熱水費は、当該入居者の負担とする。 ③事業者がプロジェクトスペース部分及び生活支援施設において大学から使用貸借（無償）する部分の光熱水費は、事業者の負担とする。 ④民間付帯事業に係る光熱水費は、事業者の負担とする。 以上
135	光熱水費	25	6		67	1				水道会社、電力会社、ガス会社	ご理解のとおりです。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
										との契約は1施設に対して1契約者になるかと存じます。この点からすれば、これらの費用は大学が事業者の分を含めて負担し、事業者負担部分を大学が事業者に請求し、事業者は大学に支払うという理解でよろしいでしょうか？	
136	収支報告書等の提出	25	6		68	1				「・・・収支報告書及び運営業務報告書（業務日誌、打合せ議事録、苦情等及びその他業務監視上必要な資料）を毎月作成し、・・・」とありますが、業務報告書については、第65条第4項の規定との相違につきご教示ください。	事業契約書（案）第65条第4項の「第5章第1節及び第60条の規定を準用する。」を「第5章第1節（但し、第54条を除く）の規定を準用する。」と修正します。
137	収支報告書等の提出	25	6		68	1				「翌月7日までに大学に提出」とありますが、土曜・日曜・祝日等に重なる場合は、直後の平日となるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	サービス購入費の支払	26	7		69	5				「本契約が第76条第1項・・・」とありますが「第73条第1項」と思料します。	ご理解のとおりです。同記載については修正します。
139	契約期間	27	8	1	73	4				「・・・大学に対し、プロジェクトスペース部分の賃貸借契約に関する賃貸借契約書その他一切の書類を引渡すものとする」とありますが、当該時点で継続する賃貸借契約については、貸主の地位を当該契約書と同条件で大学に譲渡できるとの理解でよろしいでしょうか。なお、第83条（関係書類の引渡し等）についても同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	事業期間満了時の検査	27	8	1	74	2				修繕または補修に要した費用について、事業者が善良な管理者としての注意義務を果たしている限りにおいては大学負担という理解でよろしいでしょうか。	修繕または補修に要した費用は事業者の負担となります。なお、継続して使用することに支障がない程度の通常の劣化、損傷等については修繕等の対象とはなりません。この場合の損傷とは、仕上材の軽微な傷等を想定しており、将来の故障につながる可能性がある設備機器等の損傷は含まれないものとします。
141	事業期間満了時の検査	27	8	1	74	2				大学が事業者による修繕または補修等をすべき箇所と判断した場合、事業者は大学からの請求があり次第速やかに当該箇所の修繕を行うとありますが、修繕の実施については、大学と事業者間で協議の上、修繕箇所を定め実施するという認識でよいで	修繕箇所については、大学が修繕等をすべき箇所を判断し、事業者に修繕等を請求することになります。なお、継続して使用することに支障がない程度の通常の劣化、損傷等については修繕等の対象とはしませんので、このことについて疑義がある場

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
										しょうか。	合は、大学に申し出てください。 この場合の損傷とは、仕上材の軽微な傷等を想定しており、将来の故障につながる可能性がある設備機器等の損傷は含まれないものとします。
142	事業者の債務不履行	27	8	2	75					民間付帯事業の開始及び実施状況は、事業者の債務不履行を構成しないとの理解でよろしいでしょうか。	民間付帯事業の開始及び実施状況については、事業契約全体の解除事由とはなりません、事業契約書のうち民間付帯事業に係る部分の解除事由にはなりません。
143	大学の債務不履行	28	8	2	76	2				工事の長期中断や支払遅延等は「重要な義務に違反」する事項であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	大学による任意解除	28	8	2	77					その他大学が必要と認める場合は、具体的にどの様な事態を想定されておりますでしょうか。	現時点では、具体的に想定していませんが、例えば、国立大学に関する制度改革などにより事業継続が困難となった場合等が考えられます。
145	引渡前の解除の効力	28	8	2	79	1				本条に規定の「合格部分」には、プロジェクトスペース及び生活支援施設のインフィル部分も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	引渡前の解除の効力	28	8	2	79	2				本項においても大学が出来高部分を買取らず、事業者が本件土地の原状回復を請求されるのは、これが社会通念上合理的である場合に限るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	引渡し後の解除の効力	30	8	2	80	4				事業者の責めに帰すことができない事由による契約解除の場合において、引継ぎに係る合理的な追加費用については、大学より支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	引継ぎに係る合理的な追加費用については、事業者の負担となります。
148	引渡し後の解除の効力	30	8	2	80	5				「・・・大学は施設整備費相当額の残額を、解除前のスケジュールに従って支払う」とありますが、プロジェクトスペース及び生活支援施設のインフィル整備費の未回収分（事業者が賃料又は利用料収入として回収予定としていた部分）について、買い取りの対象とします。但し、未回収分の算定については、大学と事業者の協議によるものとします。 第2文については、ご理解のとおり、同様に、買い取りの対象とします。	第1文については、ご理解のとおり、プロジェクトスペース及び生活支援施設のインフィル整備費の未回収分（事業者が賃料又は利用料収入として回収予定としていた部分）について、買い取りの対象とします。但し、未回収分の算定については、大学と事業者の協議によるものとします。 第2文については、ご理解のとおり、同様に、買い取りの対象とします。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
										についても同様です。	
149	引渡後の解除の効力	30	8	2	80	7				末尾に第79条第5項と同様、「また、大学は、事業者が本契約に基づく業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。」を追記頂けませんでしょうか？	引継ぎに係る合理的な追加費用については、事業者の負担となります。
150	違約金等	30	8	2	81	1		2		過去の大学によるPFI事業契約案と同様、違約金の算定方法は「維持管理対価（消費税を含む）の当該年度の総額の100分の20」として頂けないでしょうか。	事業契約書（案）第81条第1項第2号の「支払残額の100分の10に相当する額」を「当該年度総額の100分の20に相当する額」と修正します。
151	違約金等	30	8	2	81	1		2		引渡し後の違約金ですが、直近の国立大学法人のPFI事業である「東京大学（本郷）クリニックリサーチセンター施設整備事業」では、年間の維持管理費相当額及び運営費相当額の100分の10に相当する額となっており、本件につきましても、年間の維持管理費の10%とするのが妥当であると考えますが、如何でしょうか。	事業契約書（案）第81条第1項第2号の「支払残額の100分の10に相当する額」を「当該年度総額の100分の20に相当する額」と修正します。
152	違約金等	31	8	2	81	5				「事業に対して、」は「事業者に対して」ではないでしょうか？	左記ご指摘のとおり修正をします。
153	保全義務	31	8	2	82	1				大学事由による契約の早期終了における部分引渡しについては、その引継ぎ完了までの維持保全負担は大学としていただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。但し、事業契約書（案）第81条第4項の規定が適用できるものとします。
154	著作権の帰属等	31	8	2	83	3				総合研究棟（理学系）の実施設計を担当した企業が作成したもの（「実施設計図書」において「原設計図書」より変更していない部分を含む）については、大学が必要な措置を取るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	法令変更	32	10		86					法令には、各省庁からの通達やガイドライン等が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	法令変更	32	10		86	1				「本契約の締結日の後に法令が変更されたことにより」とありますが、入札時から本契約の締結日前に法令が変更された場合については、同条第2項、第87条及び第88条の規定が準用されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札時から本契約の締結日前に法令が変更された場合については、大学及び事業者との間で、本条第2項、第87条及び第88条の規定に準じた取り扱いとします。
157	不可抗力への対応	33	11		91	1				「不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書に従った対応を行う」とありますが、「要求水準書に従った対応」とは具体	要求水準書の非常時の対応、緊急時の対応、災害時の対応等にもとづいてください。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
										的にどのようなことを指すのかご教示願います。	
158	公租公課の負担	34	12		93					消費税の改定に伴う公租公課の増額は、事業者の新たな負担として大学と協議できるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	財務書類の提出	34	12		96					「年間業務報告」とは、会社法第435条第2項で規定される事業報告であるとの理解でよろしいでしょうか。また、「公認会計士又は監査法人による監査報告及び年間業務報告を行う」とは公認会計士等の監査済計算書類を大学に提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	財務書類の提出	34	12		96	1				当該監査報告及び年間業務報告の公開は事前に事業者側の了解を得て行われるとの理解でよろしいでしょうか。	監査報告及び年間事業報告の公開は、事業者の事前の了解を要件とするものではありません。
161	著作権の帰属等	35	12		98					「大学が、本件事業の入札手続きにおいて及び本契約に基づき、事業者に対して提供した情報、書類、図面等（大学が著作権を有しないものを除く。）の著作権は、大学に帰属する。」とあります。大学が設計業務を委託した、山下設計、西日本技術開発、ペリークラークベリアーキテクトゥジャパン、総合設備設計が作成した書類、図面等の著作権の取扱いについてご教示下さい。VE提案により上記書類、図面等の修正が必要となる可能性があるため質問しております。	山下設計、西日本技術開発、ペリークラークベリアーキテクトゥジャパン設計共同体及び総合設備設計が作成した書類、図面等については、大学において、事業者が本件事業の実施に必要な範囲で、利用、修正等を行うことができるものといたします。
162	事業者の解散の制限	36	12		105					「あらかじめ大学の承諾を得た場合は、この限りではない。」とありますが、瑕疵担保責任を実質的に負う建設業者に当該債務を免責的に引き受けさせた場合に、その他事業契約上の債務が消滅していれば、SPCの解散が認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	使用貸借借契約書の書式	40							3	民間付帯施設の建設についても、当該施設の着工日までに別紙3同様の使用貸借借契約書を締結するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。民間付帯施設の建設にあたっては、民間付帯施設の整備（建設）に必要な範囲と期間について、使用貸借借契約等を締結して、民間付帯施設に係る土地を無償で貸与するものになります。なお、民間付帯事業に関する共通の契約条件については、その基本的な考え方を公表します。大学のHP

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
											に留意してください。
164	別紙3 使用貸借期間	40			3		3			使用貸借期間の期限は、引渡日以降の施工上の調整作業を考慮した合理的な日付を設定できるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	別紙3 原状回復義務	41			11		3			出来型の不譲渡による事業者の既投下費用は大学側との負担協議させていただけるという理解で宜しいでしょうか。	質問にある出来型の不譲渡による事業者の既投下費用に関する負担協議は予定しておりません。
166	完成に伴う提出図書	48					8			「11 建築主の要求による登記の関する書類」及び「16 建物の登記に必要な図書」とは具体的にどのような書類又は図書でしょうか。ご教示ください。	大学は、事業者が本件事業の業務において既に所有している資料（多少の加工を含む）等の提供を受けることを想定しています。
167	不可抗力による追加費用の負担割合	49					9			過去の大学によるPFI事業契約案と同様、保険金が支払われる際は、事業者の負担部分を超えた保険金相当額を大学の負担部分から控除することとして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
168	不可抗力による追加費用の負担割合	49					9			「第74条による物価変動」は、「第70条による物価変動」であるとの理解でよろしいでしょうか。	左記のとおり修正します。
169	維持管理業務に関するモニタリングの方法	52					11			モニタリングの方法として、「利用者ヒアリング等」がありますが、ヒアリングの内容をどのようにモニタリング結果の評価に反映されるのでしょうか。	当該ヒアリングの内容は、モニタリングにおいては、大学の要求水準及び事業者の提案が規定するサービスが提供されていることを確認するために使用します。
170	別紙11中の表記	53					11			頁最下段の表の名称中の「重大な使用」は「重大な支障」の誤りとの理解でよろしいでしょうか。なお、次頁（p54 16行目）の減額ポイントに係る表中の記載も同様です。	左記のとおり修正します。
171	減額の方法	53					11			「6ヶ月の減額ポイントが一定値に達した場合」とありますが、ここでの6ヶ月とは、4～9月、10月～3月それぞれを指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	モニタリングにおける減額ポイントの確定	54					11			「大学は、定期モニタリング及び日常モニタリング、随時モニタリングを経て、対象業務に対応する当月の減額ポイントを確定する。」とありますが、減額ポイント確定前に、大学と事業者間の協議が設けられ、事業者が	大学は、主として、選定事業者から提出された報告書等に基づいてモニタリングを行うこととなりますが、減額ポイントを確定する前に、当該報告書等の記載内容に錯誤（誤記）がないか等の確認を行う予定です。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
										意見を述べる事ができるとの認識でよろしいでしょうか。	
173	サービス対価の減額の基準と方法等	54					11			「維持管理業務の怠慢」とは具体的にどのような場合を想定されておりますでしょうか。	「維持管理業務の怠慢」とは、業務実施予定日が過ぎても、相当期間にわたって当該業務に着手しない場合を想定していますが、これに限るものではありません。
174	モニタリングにおける減額ポイントの支払額への反映	54					11			「(減額ポイントは対象業務ごとに計算し、減額も対象業務ごとに個々に行う。)」とありますが、これは、「建物保守管理業務」「設備保守管理業務」「外構保守管理業務」「清掃業務」それぞれ別個に減額ポイントの集計を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	減額ポイント	54					11			「各項目につき20ポイント」とありますが、各項目とは、別紙11(P53)の表中の「業務監視の区分」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	各項目とは、「学生及び教職員等の関係者が施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合」ごとのことを指します。
176	減額ポイント	54					11			「各項目につき2ポイント」とありますが、各項目とは、別紙11(P54)の表中の「業務監視の区分」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	各項目とは、「学生及び教職員等の関係者が施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合」ごとのことを指します。
177	別紙11 サービス購入費の減額の基準と方法等	54					11			減額ポイントは毎月ポイントを付与し、6ヶ月間に合計されたポイント数を以て支払額へ反映するしくみと見受けられますが、減額ポイントを付与することが明らかになった時点で大学から事業者へ通知・指導等があるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	法令変更による追加費用分担規定	56					12			消費税及び地方消費税の範囲変更及び税率変更に関するものは「本件施設整備事業に直接関係する法令の変更」とあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	法令変更による追加費用分担規定	56					12			実施方針(改定版)のとおり、「法人の利益に係る法人税の新設・変更に関するもの以外の法人税の新設・変更に関するもの」は大学負担であり、また、「建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの」及び「その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの」は大学と事業者にて負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	別紙12 法令変	56					12			消費税の変更は当規定の①に該	ご理解のとおりです。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	別紙	(1)	①	質問	回答
	更									当するという理解で宜しいでしょうか。	
181	使用賃貸借契約書の書式	59			3				15	第3条（使用賃貸借期間）は、事業契約に基づく変更がない場合には、本件施設維持管理業務・運営業務開始日（平成27年10月1日）から契約終了日（平成40年3月31日）であり、第10条（契約の解除）に該当しない限り解除されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	プロジェクトスペースの水道光熱費	59			5	1			15	物件Aの水道光熱費が乙の負担とされていますが、この分は乙が賃借人から徴収するとの認識でよろしいでしょうか。 また、賃借人が学内関係者の場合には、未払い時の督促・徴収は、大学にさせていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	第1文についてはご理解のとおりです。 第2文については、水道光熱費の未払い時の督促・徴収は賃借人が学内関係者である場合であっても、事業者において実施するものとします。ただし、大学は、必要に応じて、このことに協力するものとします。
189	サービス購入費の構成	65							16	コ、サ、シにおける「その他・・・初期投資費用」とは、SPC設立費用、金融費用（弁護士報酬等を含む）、建中利息、建設期間中のSPC事務管理費等が対象となると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
190	支払算定	66							16	契約金額を仮数値で算出すると下記のとおりとなります。 1 施設費相当総額（一時払：①＋割賦払：②）＝200百万円 2 維持管理費相当額（④）＝50百万円 3 上記合計額250百万円（税込額）の54%（①）＝135百万円 4 200百万円－135百万円＝65百万円（割賦払：②） 5 概算金利支払額（③）＝65百万円×2%＝1.3百万円 ここで、契約金額の合計額は、200百万円（①＋②）＋50百万円（④）＋1.3百万円（③）＝251.3百万円となります。 しかし、施設費相当【一時払】（①）については契約金額（消費税等を含む。）の全体に占める割合を54%とする必要があり、上記数値が変わるため、割賦払及び金利支払額が確定しません。 当該算定方法についてどのように解釈すればよろしいでしょうか。	本質問回答の最終ページの「支払算定式」をご参照ください。

⑩ その他に関する質問回答

番号	質問項目	-	-	-	-	-	-	-	-	質問	回答
191	入札説明書等に関する質問回答(第1回目) No.3									「本施設事業の事業期間の終了後は、民間付帯施設の所有権を構成員又は協力会社に移転し、特別目的会社(SPC)を解散することも可能」とありますが、NO5の回答では、SPCを解散できる(選定事業者から構成員又は協力会社への地位の譲渡及び事業継続等ができる)のは民間付帯事業の事業期間終了時でないとは不可であるように思われます。選定事業者の提案に基づき事業期間の終了後でも、民間付帯施設の所有権及び地位の譲渡をし、SPCを解散できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。質問回答(第1回目)の番号3への回答をご参照ください。なお、同番号5への回答は、ご質問の内容に限って応えたものであり、番号3への回答を否定するものではありません。
192	入札説明書等に関する質問回答(第1回目) No.25									ATM運営を行う企業がSPCから直接に業務を受注とした場合は協力企業となりますが、資金調達等のATM運營業務以外は他グループに参加することは可能でしょうか。	ATM運營業務と資金融資業務は全く異なるものであり、ご質問について、可能とします。
193	入札説明書等に関する質問回答(第1回目) No.86									電子顕微鏡棟等への配慮は、落札後に対応することで宜しいでしょうか。費用や工期に大きく係ることが予想される場合は、入札価格や工期に含めることができるよう、事前に要求水準をお示しください。	提案時の入札価格及び工期に反映させてください。なお、電子顕微鏡棟は、自ら十分な免震装置を備えており、今まで周辺で各種の建設工事(総合研究棟(理学系)より近い位置)を行っていますが、特段の問題が生じたことはありません。したがって、大きな振動が生じる工種の施工日時を事前に連絡するなど十分と考えています。
194	入札説明書等に関する質問回答(第1回目) No.187									講義棟・生活支援施設の外構工事は本事業とは別に大学にて実施されるとのことですが、平成27年10月1日の運營業務開始にあわせて工事完了されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	光熱水費の負担に関して									今回の基本協定書(案)で光熱水費は大学様負担となっておりますが、現状伊都キャンパス内にある他の生活支援施設内の光熱水費は、大学様が負担しているのでしょうか。	本事業における規定については、番号128への回答をご参照ください。

支払算定式

施設整備費相当のうち、前払・部分払及び完成払に準じた方式（以下「一括」という。）で支払う施設費相当、割賦支払（元金均等）方式（以下「割賦」という。）で支払う施設費相当は、下記の算定式によるものとする。

$$54\% = \frac{[A] \times 1.05}{[A] \times 1.05 + [B] \times 1.05 + \text{金利支払額} + \text{維持管理費相当} \times 1.05}$$

$$\begin{aligned} [A] &= \text{〔一括〕で支払う施設費相当} \\ &= (\Sigma \text{ア～キ、シ}) \times X + \text{コ} \\ [B] &= \text{〔割賦〕で支払う施設費相当} \\ &= (\Sigma \text{ア～キ、シ}) \times (1 - X) + (\Sigma \text{ク、ケ、サ}) \\ [X] &= \text{分割割合 (変数)} \end{aligned}$$

凡例

ア	＝	事前調査業務に係る費用	}	← 〔一括〕 〔割賦〕		
イ	＝	設計業務に係る費用				
ウ	＝	建設工事に係る費用				
エ	＝	工事監理業務に係る費用				
オ	＝	周辺家屋影響調査・対策業務に係る費用				
カ	＝	電波障害調査・対策業務に係る費用				
キ	＝	各種申請業務に係る費用				
ク	＝	移転業務に係る費用			}	← 〔割賦〕
ケ	＝	備品等調達業務に係る費用				
コ	＝	その他の費用（〔一括〕部分に個有に必要となるもの）				
サ	＝	その他の費用（〔割賦〕部分に個有に必要となるもの）				
シ	＝	その他の費用（〔一括〕部分と〔割賦〕部分の双方に必要となるもの）				

解説

- ・ 施設費相当の（ Σ ア～キ、シ）は、分割割合（ X 、 $1 - X$ ）で、〔一括〕で支払う施設費相当と、〔割賦〕で支払う施設費相当に区分する。
 - ・ 施設費相当のコは、〔一括〕で支払う施設費相当に含める。
 - ・ 施設費相当のク、ケ、サは、〔割賦〕で支払う施設費相当に含める。
 - ・ 上記の算定式の値が、54%（小数点以下第2位を四捨五入）となる分割割合（ X 、 $1 - X$ ）を求める。
 - ・ 〔一括〕で支払う施設整備費相当は、〔A〕（〔一括〕で支払う施設費相当）と同じとなる。
 - ・ 〔割賦〕で支払う施設整備費相当は、〔B〕（〔割賦〕で支払う施設費相当）と〔金利支払額〕の合計となる。
- ※ 〔金利支払額〕等において循環が生じることに留意して算定すること。（例えば、エクセルのソルバー機能を使用）
- ※ 上記の算定式を設定する趣旨は、大学が事業者に〔一括〕で支払うための資金調達の限度額と整合させるためである。